六月又は十二月	令和六年十二月三十一日
七月又は一月	令和七年一月三十一日
八月又は二月	令和七年二月二十八日
九月又は三月	令和七年三月三十一日

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第五十五号

独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第三十一条第三項及び第三十二条の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月二十七日

農林水産大臣　宮下　一郎

独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（前納保険料の還付希望の申出） **第八十一条の二**　令第三十一条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 二　還付金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する金融機関 三　農業者年金被保険者証の記号番号	（新設）
（前納保険料の還付） **第八十二条**　法第四十七条第一項の規定により保険料を前納した農業者年金の被保険者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間に係るものを還付する。 一　法第四十五条第一項の規定により決定し、又は変更した保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に当該保険料以外の保険料を納付することとなった場合 二　法第四十五条第二項の規定により決定し、又は変更した保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に当該保険料以外の保険料を納付することとなった場合 三　法第四十五条第一項又は第二項の規定により決定し、又は変更した保険料以外の保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に同条第一項又は第二項の規定により決定し、又は変更した保険料を納付することとなった場合 四　法第四十五条第一項又は第二項のいずれにも該当しない者であって、一月につき二万円未満の保険料を納付するものが、保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に同条第一項又は第二項のいずれかに該当したときにおいて、同条第一項又は第二項の規定により決定し、又は変更した保険料以外の保険料を納付することとなった場合	（特例保険料に係る前納保険料の還付） **第八十二条**　法第四十七条第一項の規定により保険料を前納した農業者年金の被保険者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間に係るものを還付する。 一　法第四十五条第一項の規定により決定し、又は変更した保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に当該保険料以外の保険料を納付することとなった場合 二　法第四十五条第二項の規定により決定し、又は変更した保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に当該保険料以外の保険料を納付することとなった場合 三　法第四十五条第一項又は第二項の規定により決定し、又は変更した保険料以外の保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に同条第一項又は第二項の規定により決定し、又は変更した保険料を納付することとなった場合 （新設）